

調査結果報告書

令和 6 年 8 月 22 日
川崎町政治倫理審査会

令和 6 年 6 月 5 日付け川総人第 11 号「川崎町政治倫理審査会による調査について（依頼）」により、川崎町長から川崎町政治倫理条例（平成 10 年条例第 11 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく調査依頼があったため、川崎町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を開催し、調査した結果を下記のとおり報告する。

記

1. 調査の内容について

（1）調査の対象者

川崎町議会議員 松田 孝行（以下「松田議員」という。）

（2）調査の対象となる事由の該当条項

条例第 17 条に規定する「町の工事等に関する遵守事項」に違反の疑い

（3）調査の対象となる事由の内容

松田議員は、1 年間の収入として有限会社松田工業（以下「松田工業」という。）から給料 8,880,000 円と、有限会社水電舎から給料 4,200,000 円を得ている。また松田工業に資本金その他これらに準ずるものの 3 分の 1 以上を出資しており、条例に違反する疑いがある。

（4）調査要求の経過

令和 6 年 5 月 30 日、川崎町議会議長のもとに上記内容の情報が寄せられた。同日、条例に違反している疑いがあるとして条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、川崎町議会議長から川崎町長に審査会への調査依頼の要求がなされ、翌月 5 日、川崎町長から当審査会に調査依頼があり、令和 6 年 6 月 17 日に第 1 回審査会を開催し、調査を開始した。

2. 調査の経過

回数	開催日時	開催場所	調査の概要
1	6月17日	庁舎入札室	調査の内容確認及び調査方法の協議
2	7月11日	庁舎入札室	調査及び審議
3	7月25日	庁舎会議室1	調査及び審議
4	8月22日	庁舎入札室	調査報告書のまとめ
		町長室	調査報告書の提出

3. 調査の方法

請求者から提出された調査請求書及び添付資料、川崎町ホームページ掲載の「公共工事の指名・入札・契約事務一覧」、資産等報告書及び添付資料、法務局田川支局から取得した松田工業の「履歴事項全部証明書」並びに条例第9条第2項の規定に基づき疑義を証明する資料として川崎町議会事務局から提出された回答書を参考に、慎重に調査を行った。

4. 調査の結果

当審査会が上記資料等を基に調査した結果、松田議員は上記2社からの収入は給与として得ていることが判明した。これは川崎町政治倫理条例施行規則（平成10年規則第7号。以下「規則」という。）第13条第2号に該当せず、条例第17条第1項の規定に違反しないものと認められる。しかし、松田議員は令和6年3月まで松田工業の出資者であり、過去5年間、出資率は3分の1以上であることが判明した。これは規則第13条第1号に該当し、同条例の規定に違反するものと認められる。

なお、資産等報告書への保有有価証券の記載を漏らしていたことが確認できた。

5. 審査会からの意見

上記のとおり、本件内容は一部が条例第 17 条第 1 項の規定に違反していたことが認められたが、このような案件が複数浮上する中で、令和 5 年 3 月 1 日付けで地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号）が施行されており、第 92 条の 2 において、議会議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされている。

本件調査請求及び地方自治法の改正を契機として、町の条例についても、時代の流れに即した改正を早急に検討する必要があると考える。

令和 6 年 8 月 22 日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏
副会長	森 坪	和 久
委 員	田 尻	律 子
委 員	谷	文 和
委 員	中 村	千 恵